

# 押印見直し実行計画

行革推進課

令和3年(2021年)3月2日

## 内 容

- 1 目的
- 2 見直しの概要
- 3 様式の一覧
- 4 実施時期
- 5 計画の更新
- 6 (参考)申請書等における押印及び署名の見直し方針
- 7 (参考)地方公共団体における押印見直しマニュアル

(別表)

- ・ 押印の義務付けを廃止する様式
- ・ 署名の義務付けを廃止する様式

## 1 目的

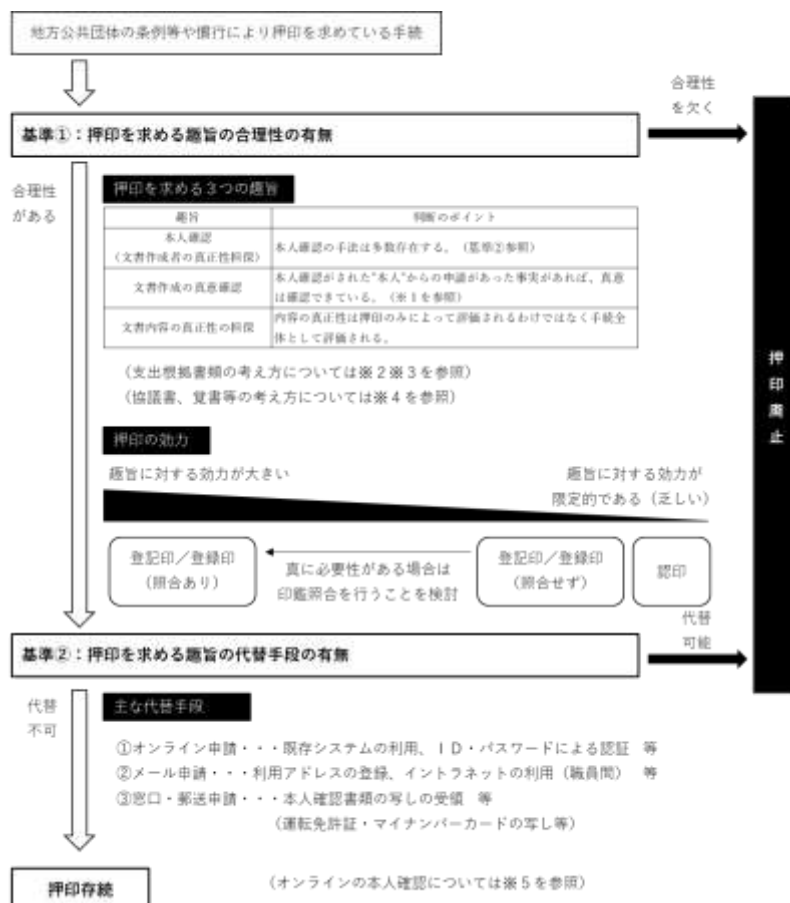
行政手続のデジタル化及び簡素化を進めることにより市民の利便性向上を図るため、「申請書等における押印及び署名の見直し方針(令和3年(2021年)1月14日決定)」に基づき実施した、市民等が行う申請手続等における押印見直しの具体的な内容を計画に定めることで、見直しを計画的・段階的に推進する。

## 2 見直しの概要

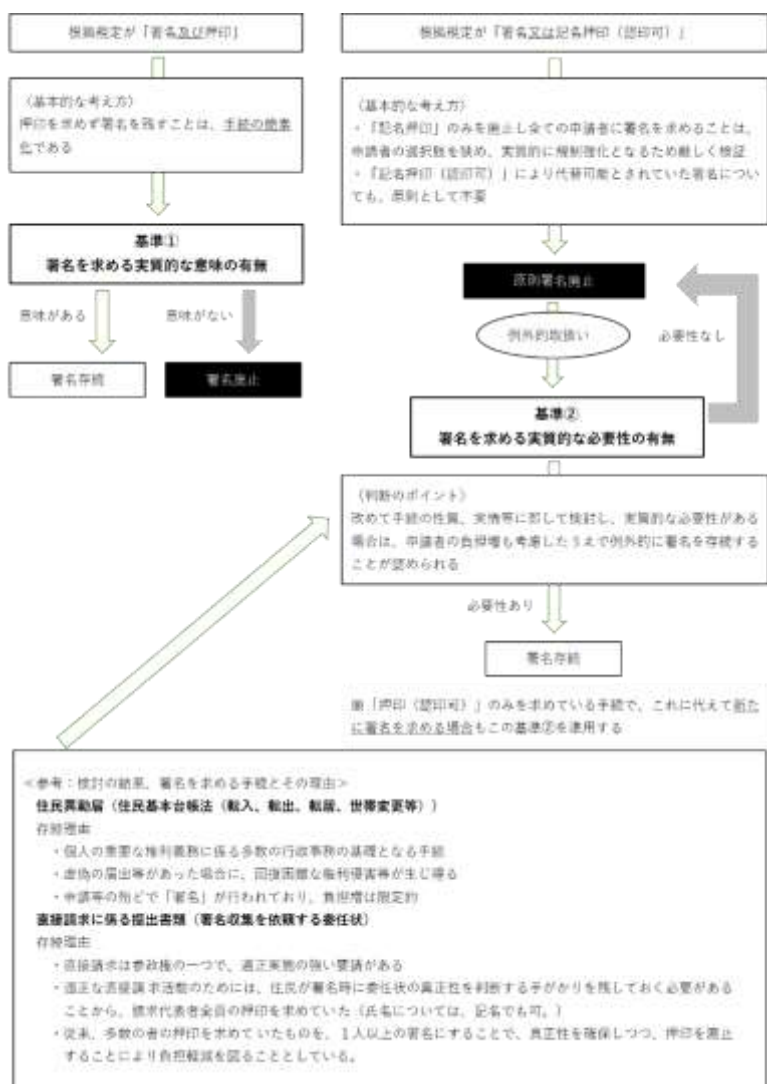
### (1) 基本的な考え方

- ア 原則、形式的な押印の義務付けを廃止する。
- イ 原則、国の押印見直しマニュアル(「地方公共団体における押印見直しマニュアル(内閣府(令和2年12月18日【初版】))」)に沿って対応する。
- ウ 押印義務付けの廃止により、経常的に市民等の事務手続きの負担の増加が生じる場合は、市の実情に則し個別に判断する。
- エ 国や東京都による法令・条例改正等に伴う内容と合せて段階的、計画的に実施する。
- オ 押印と合せて署名の義務付けの見直しも実施する。
- カ 計画は、進捗管理を行い必要に応じて更新する。

<参考>押印見直しの判断フロー(国の押印見直しマニュアルより抜粋)



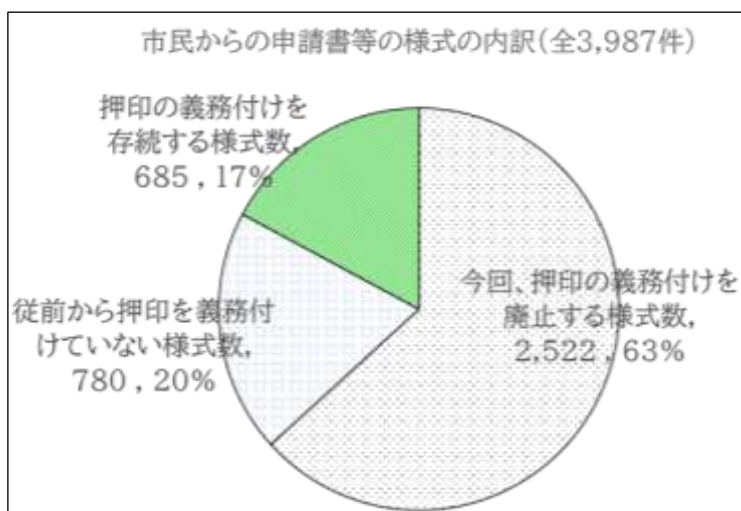
<参考> 署名見直しの判断フロー(国の押印見直しマニュアルより抜粋)



(2) 見直しの内容

ア 見直しのポイント

- (ア) 今回の見直しにより、全体の約  
6 割の様式で押印義務付けを廃止  
(従前分と合わせ、全体の約 8 割で  
押印義務付けを廃止)
- (イ) 押印義務付けを存続する様式  
は、全体の約 2 割
- (ウ) 署名を求めてきた様式の約 8  
割にあたる約 1,100 件で署名の義  
務付けを廃止



※令和 3 年(2021 年)2 月12日時点の数値

## イ 見直す主な様式

### (ア)押印義務付けを廃止する主な様式

請求書、町会補助関係書類、行政財産使用許可申請書、法人市民税申告書、  
生活保護関係書類等

### (イ)押印義務付けを存続する主な様式

婚姻届、出生届、死亡届、契約書・協定書、見積書等契約関係書類、事業融資資金  
あっせん関係書類等

#### <存続する理由>

- 国や東京都により押印が義務付けられている
- 実印などの登録印を求める
- 契約事務手続きや権利関係等に関連する

### (ウ)署名の義務付けを廃止する主な様式

路上喫煙の過料処分に係る告知・弁明書、個人情報開示請求書、家賃低廉化補助  
関係書類、児童手当・児童扶養手当等関係書類等

### (エ)署名の義務付けを存続する主な様式

婚姻届・出生届、住民異動届、母子・父子福祉資金関係書類、境界確定関係書類等

#### <存続する理由>

- 国や東京都により署名が義務付けられている
- 実質的な意味や必要性をもって署名を求める

## 3 様式の一覧

(1) 押印の義務付けを廃止する様式(別表のとおり)

(2) 署名の義務付けを廃止する様式(別表のとおり)

## 4 実施時期

実行期間 令和3年(2021年)2～9月

| 手続区分  | 時期                | 備考                |
|-------|-------------------|-------------------|
| 条例改正  | 令和3年(2021年)7月(予定) | 議会での議決を要するもの      |
| 規則改正  | 令和3年(2021年)4月～    | 事務処理が整い次第、順次公布・施行 |
| 要綱等改正 | 原則、令和3年(2021年)4月  | 事務処理が整い次第、順次公布・施行 |

※ 義務付けを存続する様式のうち、国や東京都の条例等により規定されているものは、今後  
発出される通知等に沿って段階的に対応

## 5 計画の更新

(1) 義務付けを廃止した様式の運用状況を定期的に把握し、計画の進捗管理を行う。

(2) 義務付けを存続する様式については、国及び東京都の対応を踏まえ、廃止の可否について適宜判断を行う。

(3) 上記の取組を継続し、必要に応じて計画を更新する。



6 (参考)申請書等における押印及び署名の見直し方針(令和3年1月14日決定)  
別紙のとおり

7 (参考)地方公共団体における押印見直しマニュアル(内閣府(令和2年12月18日【初版】))  
別紙のとおり